

# 別表Ⅰ

## 走行不明「\*」「\$」「#」マークについて

### メーター改ざん車「\*」マークとは

- ・過去の点検記録簿、走行管理システムなどによって走行メーターが巻き戻されていることが確認できる車輛を「改ざん車」とします。
- ・出品申込書には過去の点検記録簿、走行管理システムなどで判明した改ざん前の走行距離を備考欄などに記載し「改ざん車」と明記する。

### メーター交換車「\$」マークとは

- ・メーターを交換された事を証する記録簿などの書面が確認できる車輛を「メーター交換車」とします。  
上記の書面には、メーター交換を行った日付・交換前の走行距離が記載されていることが必要となります。
- ・出品申込書には備考欄などに「日時」・「営業所名」・「交換時の走行距離」を記載し、「メーター交換車」と明記する。※出品申込書の走行欄には、合算距離を記入します。
- ・交換を証明できない車輛・中古メーターは「改ざん車」とみなします。

### 走行不明車「#」マークとは

- ・上記「改ざん車」・「メーター交換車」以外で記録がなく、推定できる根拠がない車輛を「走行不明車」とします。
- ・ただし、後日メーター改ざんが判明した場合はクレーム対象となります。  
※クレーム期間は1ヶ月、ノーペナルティキャンセルのみ受付とします。
- ・出品申込書には備考欄に「走行不明車」と明記して下さい。

### タコグラフ装着車の取り扱いについて

- ・車輛総重量8ト以上のタコグラフ装着車は新車時装着車として扱い、出品店より申告がない場合は実走行とします。  
その場合、出品申込書の注意事項欄に「タコグラフ装着車」とご明記ください。  
実走行扱いの為、交換マーク「\$」は不要です。
- ・車輛総重量8ト未満のタコグラフ装着車については、記録簿等の書面で交換を証明出来ないものは「走行不明車（#）」として扱います。  
但し、走行不明車（#）がメーター改ざん車（\*）であった場合はクレーム対象となります。  
出品申込書の注意事項欄に「タコグラフ装着車」+「メーター改竄車（\*）」と記入し、走行距離欄には（\*）マーク及び、ODOメーター表示の記入が必要になります。

## 別表Ⅱ

## 契約解除を伴う重要事項のクレーム

	クレーム内容	受付期間	クレーム処理基準
1	盗難車、差押え、抵当権設定者、車台番号改ざん車、法的問題車等	無期限	・ペナルティ 5万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円
2	接合車	AA開催日より6ヶ月以内	・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
3	冠水車	AA開催日より6ヶ月以内	・ペナルティ 5万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
4	年式、検査の有無、車歴(レンタ・営業車等)の書き間違い	書類発送後10日以内	・ペナルティ 3万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
5	PS、PW、AC、ターボの有無、シフト違い、車名違い、駆動違い等	AA開催日含む6日午後5時まで	・ペナルティ 3万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
6	型式違い、腐食等で車台番号が確認できず、販売証明が添付されていない場合	書類発送後10日以内	・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
7	修復歴車、溶接部品交換・改造車、積算計の不良、モデル違い、型式違い、(車種、グレード、排気量等が相違する場合)ドア形状の書き間違い	AA開催日含む6日午後5時まで	・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
8	乗車定員変更及び二人・三人乗り等(未記入の場合)	書類発送後10日以内	・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
9	消火器散布車	AA開催日より1ヶ月以内	・ペナルティ 5万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用
10	オドメーター改ざん・交換車	AA開催日より6ヶ月以内	・ペナルティ 5万円 ・AA手数料 小型 3万円 大型 5万円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費

※上記4で、落札車輛の年式が出品表記載の年式より高年式であり何ら支障が考えられない場合、

IAAの裁定により受付できない場合があります。

※陸送費用、加修費用、その他実費は、IAAが裁定した金額の範囲内とします。

※タイミングベルト、オイル交換等ステッカーによる走行距離違いのクレームは受付しておりません。

※初年度より12年経過、走行100万km超(走行不明車含む)の車輛については、基本的にノークレームとさせて頂いておりますが、御記入等による不備についてはその限りではありません。

## 別表Ⅲ IAAトラックオークション規定

### 「建機・重機コーナー」

#### 「搬入・搬出」

建機・重機の搬入は、AM9:00～PM6:00とし、AA前々日（月曜日）PM3:00までとします。（火曜日・水曜日は搬入できません。）搬入時は守衛に指示を受けてください。

※ 事前に連絡が必要です。

流札及び落札車輛の搬出につきましては、AM9:00～PM6:00とし、出庫期日（土曜日・正午まで）を厳守願います。

※ 建機・重機につきましては、入金確認後の搬出となります。

※ 落札・流札された車輛が出庫期限内に搬出が行なわれなかった場合、搬出遅延ペナルティを請求させていただきますのでご注意ください。

#### 「出品制限車」

不自動車（燃料漏れ・オイル漏れのひどい物も含む）

ナンバープレートの付いた車輛

車体ナンバー・製造ナンバーの確認できないもの

※出品制限車でない場合でも、IAAが会場保全等の理由から出品を拒むことが出来るものとします。

#### 「出品店」

保安部品欠品の場合も出品リストに明記する事。

動作確認を行い、その状態を出品リストに明記する事。

出品の際はキャタピラなどの汚れ（泥など）は必ず落としておいてください。

※汚れている場合は、IAAで洗車させていただき後日、請求させていただきます。

※出品店に対する成約車輛代金等の支払いは、落札店よりIAAへ落札車輛代金等の支払いが完了した翌営業日に行なうものとします。

#### 「落札店」

落札店は、十分な下見を行なって頂けます様、お願いします。

#### 「当日ペナルティキャンセル」

1. 当日ペナルティキャンセルの受付時間は、落札店・出品店の一方からの申告により該当出品車セリより、2時間以内、オークション終了後は最長1時間とします。
2. ペナルティは申告者より70,000円徴収し、相手方に50,000円支払うとともにIAAは

手数料として 20,000 円を申し受けます。又、落札金額が 500 万円以上の場合は、申告者より 120,000 円徴収し、相手方に 100,000 円支払うとともに IAA は手数料として 20,000 円を申し受けます。

#### 「商談」

後日商談も受け付けていますが金曜日の正午までとします。

(後日商談落札の場合、出庫期限の延長を受け付けさせていただきますが、事前に連絡が必要です。)

#### 「クレーム規約」

出品車輛は簡単な検品はさせていただきますが、未査定とさせていただきます。

尚、出品リストの内容は、年式を含めて全て参考資料とさせていただきますので、全てノークレームとさせていただきます。

※後日、盗難車、号機改竄車などが発覚した場合は、ペナルティキャンセルとなります。

(オークション規約に準ずるものとします。)

#### 「書類規約」

念書(盗難車でないと証明していただく為のもの)のみで出品できます。

(書類期限等は、IAA 規約に準ずるものとします。)

#### 「建機・重機 出品リスト記入方法」

1. 年式の欄に製造年を記入してください。
2. 型式とシリアルナンバー(車体番号)は必ず記入してください。
3. 出品店記入欄にアワーメーターの数値を記入してください。また、走行メーターがある場合も別に記入してください。
4. 燃料は必ず記入してください。
5. 出品リストは建機・重機専用のものを使用してください。(IAA にお問い合わせ下さい)

※ ホイールクレーンなど、車検証のある大型特殊車輛につきましても「建機・重機コーナー」の出品となります。尚、出品リストはトラック用リストにて出品してください。

(規定等はトラックオークションに準ずるものとします。)

#### 「免責」

会場へ搬入後の保管については屋外での保管となりますので、天候等により生じた車輛等の故障および損害について、IAA は一切の責任を負わないものとします。

## 別表 IV

### 名義変更手続き

成約車輛について、落札店が車輛引取り後、解体移動報告（電子マニフェスト処理）を行なうことにより、出品店にて抹消登録等の陸運局での変更登録が出来ない場合がある。

IAA は、オークションに出品できる車輛を自動車としての商品性を有するものとしており、出品店は、当会場の書類名義変更規定に定める譲渡書類が完備した状態で出品し、落札店は、仮に解体予定の車輛であったとしても、必ず譲渡書類の到着後、名義変更手続きを完了した上で、解体移動報告処理を行なうことを遵守する。